

1 伊賀市における子どものインターネットによるトラブルについて

2013年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。教員がいじめの情報を学校内で共有し、学校が組織的にいじめに対処すること等が規定されました。この定義には、メールやSNS等インターネット上での特定の児童生徒に対する誹謗・中傷である「ネット上でのいじめ」も含まれています。また、いじめにより自殺、不登校等に至った場合をいじめの「重大事態」として定義し、重大事態の調査についても定められました。

伊賀市においては、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、2016年4月「伊賀市いじめ防止基本方針」を策定し、対応しています。

各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策組織を置いて、学校がいじめ問題に組織的に取り組むにあたって中核となる役割を担っています。

「いじめ防止対策推進法」の施行から3年が経過し、2017年3月には「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂され、学校におけるいじめ対策の課題と今後の方向性が示されました。

「学校いじめ防止基本方針」の見直しについては、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取り組み、いじめ防止プログラム等を実施するかを年間計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価するものが求められています。

さらに、道徳教育をはじめとし、人権教育、体験活動など教育活動全体を通して、児童生徒が主体的にいじめ防止に向けた方策について議論し、実行するような取組をいっそう推進することが求められています。

平成28年度における伊賀市のいじめ報告は、小学校101件、中学校48件でした。そのうち、「パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる」事案は小学校で1件、中学校で3件あり、解決しています。

LINEトラブルについては、潜在化していると考えられます。そのため、大人の学習が必要と考え、本年度は8月21日（月）午後、伊賀市青少年ネットワークづくり研修会において、LINE株式会社から講師を招いて「子どもがインターネットを利用する際の注意事項」という演題で研修会を開催します。

2 伊賀市におけるインクルーシブ教育について

2014年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を日本が批准し、インクルーシブ教育システムの理念が提唱されました。学校においては、特別支援教育の対象となる子どもの増加傾向があり、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。伊賀市においても特別支援教育の対象となる子どもは、2012年は2.89%でしたが、5年後の本年度は6.59%となっています。

2007年に特別支援教育が実施されてから、10年が経過しました。この間に進められてきた取組のさらなる充実とともに、法令等を踏まえた特別支援教育の推進が求められています。

2016年4月からは、「障害者差別解消法」が施行され、学校においては、障害のある子どもに対して障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、「合理的配慮の提供」が義務づけられました。

学校生活において、障がいのある児童生徒もそうでない児童生徒も、朝の会から授業、給食、掃除等、同じ教室でクラスの児童生徒と過ごしています。学校行事や特別活動も児童生徒の特性を考慮した上で同じように活動しています。

このように、同じ場でともに過ごすことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、今、その子にどんな教育や支援が必要なのかを考え、関係機関との連携を図り、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の策定と活用を行いながら、そのニーズに応える指導を行っています。特に、小学校では、主に国語と算数、中学校では、主に国語と数学と英語を中心にニーズに応じた指導をしています。これからも、「一人ひとり丁寧に」「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現を目指していきたいと考えます。